

## 政策5 持続可能な循環型社会の実現

### 10年後の姿

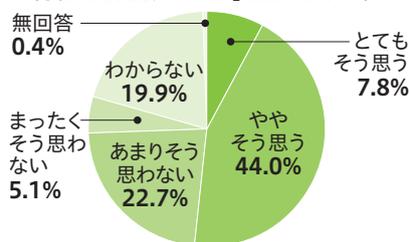
区民一人ひとりが、3R(リデュース・リユース・リサイクル)\*とごみの適正処理に積極的に取り組み、環境に配慮した消費行動が取られています。事業者も、業務改善や技術革新などにより、廃棄物の発生抑制、資源の再利用・再生利用を促進し、事業活動による環境への負荷を最小限に抑えています。

区民や事業者と環境意識が共有され、適切に推進された3R\*によって構築された循環型社会の中で、先進国の一自治体として、限りある地球資源の保全を積極的に進めています。

### 区政評価指標

区政評価指標	現状値	計画目標値
		令和13年度末
区・区民・事業者がごみの削減や資源の再利用を実践していると感じている区民の割合	51.8%	60%

●「区・区民・事業者がごみの削減や資源の再利用を実践している」と感じていますか。



### 現状と課題

世界は、気候変動や海洋汚染、資源の枯渇といった危機的状況に直面しています。この危機に立ち向かい、地球への負荷を減らしていくために、大量生産・大量消費・大量廃棄型社会から循環型社会への転換が、全世界の重要な課題となっています。

これまで、国や自治体、民間企業、各種団体等において、新たな制度の創設やビジネスモデルの構築など様々な取組を実施しています。令和2(2020)年度に行った区政に対する意識調査においても、約5割

の区民が「循環型社会の構築」が「重要である」としており、「まあ重要である」を合わせるとその割合は約9割となっています。

目黒区は、目黒区環境基本計画や目黒区一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量化・資源化に取り組んできましたが、持続可能な循環型社会を実現するためには、区民や事業者と共に、3R\*や廃棄物適正処理の取組を拡充・強化していく必要があります。

## 施策一覽

### 施策 1 廃棄物の発生抑制の徹底(リデュース)

#### 【主な取組】

- ごみの減量を自然に促す普及啓発
- 可燃ごみの減量

### 施策 2 資源の再使用の推進(リユース)

#### 【主な取組】

- リユース業界との連携
- リユース容器等の利用促進と拡大生産者責任の意識啓発

### 施策 3 資源の再生利用の促進(リサイクル)

#### 【主な取組】

- 資源化促進のための仕組みづくりと普及啓発
- リサイクル対象品目の拡大
- 新たなリサイクル手法の活用

### 施策 4 廃棄物の適正処理の徹底

#### 【主な取組】

- ごみの排出対策・指導の推進
- 資源等の分別回収の徹底
- 事業用大規模建築物の排出指導の推進

## 施策 1 廃棄物の発生抑制の徹底(リデュース)

### 施策の概要

ごみの発生を減らすことが楽しくなるような方法を周知することで、リバウンドしない体制を構築します。

関連するSDGs\*のゴールを踏まえ、目黒区は、排出量の削減効果が大きく見込める可燃ごみのうち、資源化や再利用の可能性があるものについて対策を推進します。資源の有効活用により、区民・事業者がごみの発生を抑制する取組を進めます。

また、燃やすごみの減量は、焼却に伴う二酸化炭素の発生を抑制することになり、ごみの発生を抑制し、埋立地を増やさないことにも繋がります。

#### 関連するSDGsのゴール



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

### 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
		令和13年度末
ごみをつくり出さないルールや制度の認知度	24.7%	50%

### 現状と課題

- 23区から発生したごみの最終処分は、東京都が設置、管理する処分場で行われています。東京港内の埋立地を拡張することによって処分場を使用していますが、海の面積がその分失われることになります。
- そして、これらは限りある施設であるため、区内及び東京港内に新たな処分場を確保することは極めて困難です。現在使用している処分場をできる限り長期に利用していく必要があります。
- また、ごみの処分や資源をリサイクルするには経費がかかり、目黒区の令和2(2020)年度決算では歳出全体の約3.3%を占めています。
- 限りある資源のもとで持続可能な循環型社会を実現させるためには、大量生産・大量消費のライフスタイルを見直し、ごみ自体を発生させないことが最も重要です。

## 主な取組

### ●ごみの減量を自然に促す普及啓発

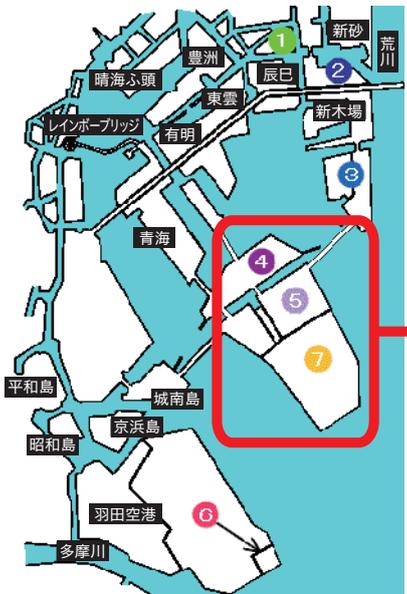
人・社会・地域・環境に配慮した消費行動(エシカル消費\*)の推奨や、自然とごみを減らせるような生活を送るために役立つ知恵や情報を提供することで、楽しみながらごみの排出量を減らすための行動変容を促します。

### ●可燃ごみの減量

目黒区で収集しているごみの9割を占める可燃ごみに着目し、可燃ごみに混入している雑がみの資源化推進や食べられるにもかかわらず廃棄される食品ロスの削減対策としてフードドライブ\*支援などの取組を展開します。

## 関連計画

- 目黒区環境基本計画
- 目黒区一般廃棄物処理基本計画
- 目黒区一般廃棄物処理実施計画



〈資料〉東京都環境局より提供

## 廃棄物埋立処分場の変遷

変遷	場所	埋立面積	埋立量	埋立期間
①	8号地(江東区潮見)	364,000㎡	約371万t	昭和2～昭和37年度 (1927～1962年度)
②	14号地(江東区夢の島)	450,000㎡	約1,034万t	昭和32～昭和41年度 (1957～1966年度)
③	15号地(江東区若洲)	712,000㎡	約1,844万t	昭和40～昭和49年度 (1965～1974年度)
④	中央防波堤内側埋立地	780,000㎡	約1,230万t	昭和48～昭和61年度 (1973～1986年度)
⑤	中央防波堤外側埋立処分場	1,990,000㎡	約5,471万t (平成28年度末現在)	昭和52年度～(埋立中) (1977年度～)
⑥	羽田沖(大田区羽田空港)	124,000㎡	約168万t	昭和59～平成3年度 (1984～1991年度)
⑦	新海面処分場	3,190,000㎡	約777万t (平成28年度末現在)	平成10年度～(埋立中) (1998年度～)

〈資料〉東京都環境局ホームページより作成

## 施策 2 資源の再使用の推進(リユース)

### 施策の概要

自然への負担を減らし、限られた資源の有効活用策として、リユースの更なる充実を図ります。

関連するSDGs\*のゴールを踏まえ、目黒区は、粗大ごみを有料で収集し処分するばかりでなく、リユース業界と連携することにより、排出者自身が粗大ごみを商品として売却しやすくなるような基盤づくりを進めます。また、区民や事業者に対して、リユース容器等の利用を広めるために啓発を図ります。

形を変えず繰り返し使うことにより循環型社会の形成が進むとともに、新たに採掘する天然資源や生産にかかるエネルギーも減り、「住み続けられるまち」の構築と、「気候変動対策」に寄与するものです。

#### 関連するSDGsのゴール



### 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
		令和13年度末
粗大ごみの削減	3,052t	2,441t (-20%)
買い物時に繰り返し使える物の購入を常に心がける区民の割合	44.2% (平成26年度)	60%

### 現状と課題

- 「リユース(再使用)」とは、使用しなくなった物のうち有用なものを製品としてそのまま使用すること、または他の製品の一部分として使用することです。循環型社会形成の基本原則である「リデュース」「リユース」「リサイクル」(3R\*)のうち、「リユース」は「リデュース」に次いで優先順位が高く、天然資源の採掘を抑制する視点からも欠かせない取組です。
- 循環型社会形成推進基本法や各種リサイクル関係法が制定されたことで、ごみの分別・リサイクルの仕組みが整備され、物質循環の流れが定着しつつありますが、リユースについては取組があまり進んでいません。目黒区一般廃棄物処理基本計画では、リデュースとリユースに重点を置き、「めぐろ買い物ルール」などの施策によりマイバッグやリユース容器等の拡大・普及を進めているところです。
- 今後、自然への負担を減らし、限られた資源の有効活用策として、リユースの更なる充実が求められます。

## 主な取組

### ●リユース業界との連携

リユース業界団体と連携して、目黒区内及び目黒区周辺に所在するリユースショップを区民が安心して利用できるように、インターネット等により紹介するシステムを構築します。

### ●リユース容器等の利用促進と拡大生産者責任の意識啓発

ボトルなど容器等の再利用促進を図り、区報等の広報媒体を通じて事業者の拡大生産者責任の意識や区民の認識の定着を図ります。

## 関連計画

- 目黒区環境基本計画
- 目黒区一般廃棄物処理基本計画
- 目黒区一般廃棄物処理実施計画

### 目黒区粗大ごみ量



※リユース素材となる粗大ごみの増加（平成22(2010)年度に環境省と4市が行った「粗大(大型)ごみの組成調査」の結果、粗大(大型)ごみのうち10%~20%はリユースが可能な製品が含まれていると推測された。）

## 施策 3

## 資源の再生利用の促進(リサイクル)

## 施策の概要

資源として回収(リサイクル)するものの種別や量を拡大していく取組を進めていきます。

関連するSDGs\*のゴールを踏まえ、目黒区は、資源の再生利用(リサイクル)を進めます。

リサイクルは、資源・エネルギーの節約につながり、二酸化炭素の発生抑制にも寄与します。つまり、「住み続けられるまち」を構築するとともに「気候変動対策」としても効果を発揮します。また、プラスチックなどの海洋ごみは生態系に重大な悪影響を与えており、リサイクルの推進は「海の豊かさ」を守ることもつながります。

## 関連するSDGsのゴール



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

## 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
		令和13年度末
年間のリサイクル率	25.7%	40%

## 現状と課題

- 廃棄物の発生を抑制(リデュース)し、資源の再使用(リユース)を推し進めても、なお発生してしまった廃棄物については、可能な限り再資源化(リサイクル)することが重要です。リサイクルは、循環型社会における最後の砦です。区は、区民の共感と協力を得ながら、びん・アルミ缶、古紙、ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型家電などの分別に、幅広く取り組んできました。
- 近年は、古紙の減少等に伴う資源回収量の減少と人口増などに伴うごみ量の増加により、リサイクル率が減少する傾向にあります。持続可能な循環型社会を実現させるためには、ごみ量を減らすとともに、資源として回収(リサイクル)するものの種別や量を拡大していく取組が不可欠です。

## 主な取組

### ●資源化促進のための仕組みづくりと普及啓発

区民、事業者、各種団体などと協働しながら、効率的な資源回収の仕組みを検討・構築するとともに、リサイクルの重要性を効果的に発信し、行動変容へとつながる普及啓発を促進します。

### ●新たなリサイクル手法の活用

他自治体や企業、団体等におけるリサイクルの新たな手法やアイデアについての情報を積極的に収集し、区での活用の可能性を検討し、効果的なリサイクル手法の実現につなげます。

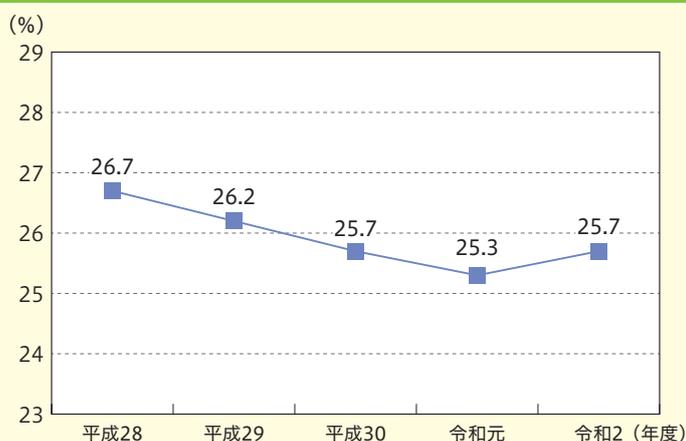
### ●リサイクル対象品目の拡大

国や都の動向を注視しながら、「容器包装プラスチック以外のプラスチック」などの新たな品目について、資源化の可能性を広く検討し、リサイクル対象品目の拡大を図ります。

## 関連計画

- 目黒区環境基本計画
- 目黒区一般廃棄物処理基本計画
- 目黒区一般廃棄物処理実施計画

目黒区リサイクル率の推移



## 施策 4

## 廃棄物の適正処理の徹底

## 施策の概要

更なる分別回収の徹底、排出指導の強化を推進し、持続可能な循環型社会の実現に取り組みます。

関連するSDGs\*のゴールを踏まえ、目黒区は、区民や事業者に対して、廃棄物の適正な処理方法について徹底していくとともに、事業用大規模建築物所有者に対する排出指導や小規模事業者に対するごみ減量化の呼びかけを推進していきます。

また、廃棄物の適正処理は、大気の水質の改善や海洋汚染の防止につながります。

区は引き続き東京都、特別区、東京二十三区清掃一部事務組合と連携を図りながら最終処分場の延命化を図り、持続可能な清掃事業を実施するため、ごみ減量施策をはじめとした循環型社会形成の施策を推進するとともに環境への負荷の少ない地域社会を実現していきます。

## 関連するSDGsのゴール



## 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
		令和13年度末
燃やすごみに含まれる(雑がみを含む)古紙の割合	16.7% (平成26年度)	10%

## 現状と課題

- 廃棄物の適正処理は、循環型社会の基礎をなすものであり、3R(リデュース・リユース・リサイクル)\*の目標達成には不可欠な施策です。
- 区は、これまで、区民や事業者に対する効果的な普及啓発活動、事業所に対する適正排出の指導、不法投棄対策などに取り組み、廃棄物の適正処理を推進してきました。
- しかしながら、目黒区の燃やすごみや燃やさないごみの中には、いまだに資源化できる品目が一定量含まれている現状があります。
- 持続可能な循環型社会の実現には、更なる分別回収の徹底、排出指導の強化の推進が必要です。

## 資源化可能な品目がごみとして捨てられている

- 燃やすごみの中には、資源化できる品目が25.7%も含まれています。
- そのうち、雑がみを含む古紙は16.7%もあります。
- 燃やさないごみの中には、資源化できる品目が14.6%も含まれています。

## 主な取組

### ●ごみの排出対策・指導の推進

更なる廃棄物の減量及びリサイクルの促進に向けて、ごみ集積所への不法投棄等対策や区民・事業者に対するごみの適正処理についてきめ細やかな助言・指導に取り組んでいきます。

### ●事業用大規模建築物の排出指導の推進

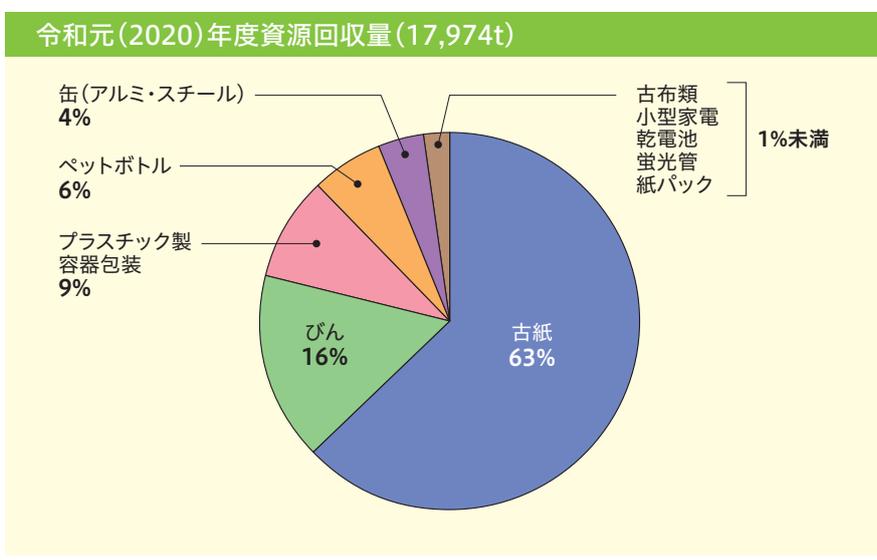
事業系廃棄物を減量するため、目黒区内の3,000㎡以上の事業用建築物の所有者に対し、条例に基づく廃棄物管理責任者の選任と再利用に関する計画書の届け出を徹底し、適正化を図っていきます。

### ●資源等の分別回収の徹底

びん・缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型家電など、それぞれの資源等に応じた分別回収を徹底し、確実にリサイクルルートにのせ、廃棄物の適正処理を推進していきます。

## 関連計画

- 目黒区環境基本計画
- 目黒区一般廃棄物処理基本計画
- 目黒区一般廃棄物処理実施計画



## 政策6 安全で快適な都市基盤の整備と保全

### 10年後の姿

都市計画道路\*の整備が進み、安全で安心して利用できる街並みが実現しています。橋りょうは予防保全型の管理により、長寿命化が図られ、継続的に安全性と信頼性が確立されています。

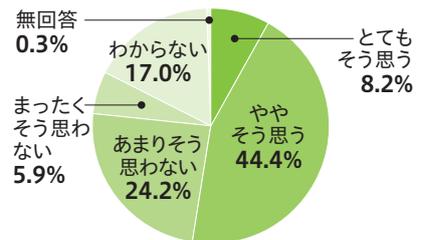
自転車走行環境整備路線の自転車ナビマーク\*の整備が完了し、区民に自転車の利用促進や自転車におけるルール・マナー等が浸透しています。また、交通安全教室や交通安全教育の支援、生活道路の交通安全対策が行われることで、交通事故による死傷者数が減少し、交通弱者である歩行者が安心して歩けるやさしさのあるまちになっています。

道路通報・点検システムの導入など、施設の点検に情報技術を活用した効果的・効率的な維持管理が行われ、都市基盤施設におけるDX\*の推進により快適な都市基盤が整備されています。

### 区政評価指標

区政評価指標	現状値	計画目標値
		令和13年度末
安全・安心な道路環境等の都市基盤が整備されていると思う区民の割合	52.6%	60%

●「安全・安心な道路環境等の都市基盤が整備されている」と思いますか。



### 現状と課題

道路は、都市の骨格を形成し、交通や物流など都市の機能を支える最も基礎的な公共空間であり、まちの魅力と競争力の強化、防災性向上の観点から重要な都市基盤です。

目黒区世論調査(令和2(2020)年度実施)では、「20年後の目黒区の将来の街として、最も望ましい姿」の上位に、安全で快適に住み続けられる街(住環境、防災、防犯)及びすべての人が暮らしやすい街(道路網)が位置付けられています。

都市計画道路\*については未整備区間が残っており、老朽建物の更新も進まず、まちの活力の低下や災

害時の防災性の低下が課題となっています。老朽化が進む道路や橋りょうについては、道路交通の安全確保や機能維持のため、計画的・効果的な保全と管理が必要です。

また、交通安全対策、自転車の安全利用と走行環境の整備については、区内の交通事故はここ数年減少傾向にあります。交通ルールやマナーの周知啓発、通学・通園路の交通安全対策や自転車ナビマーク\*等の自転車走行環境整備など、引き続きソフト対策とハード対策を合わせた交通安全対策が必要です。

## 施策一覽

### 施策 1 都市計画道路\*の整備

#### 【主な取組】

- 都市計画道路\*の整備

### 施策 2 都市基盤の保全と管理

#### 【主な取組】

- 橋りょうの長寿命化
- 公園等の維持管理・運営におけるDX\*の推進
- 道路の維持管理におけるDX\*の推進
- 公共物の適正管理及び管理方針策定

### 施策 3 交通安全対策の推進

#### 【主な取組】

- 交通安全教室の実施
- 安全・安心の道路交通対策
- 地域による交通安全教育の支援
- 違反広告物、商品のせり出し、樹木の繁茂に対する指導

### 施策 4 自転車安全利用の推進と走行環境の整備

#### 【主な取組】

- 自転車安全利用啓発
- 自転車走行環境の整備
- 自転車シェアリング事業\*

## 施策 1

## 都市計画道路\*の整備

## 施策の概要

目黒区は、円滑な道路交通や歩行者の安全・快適な通行の確保、災害時の避難路及び延焼遮断\*帯としての防災性の向上のため、「東京における都市計画道路\*の整備方針」に基づき都市計画道路\*整備を推進していきます。

関連するSDGs\*の目標達成のためには、目黒区は、災害時の延焼遮断\*や避難路、緊急車両の通行路となる道路整備など、強靱なインフラ構築を進めていく必要があります。都市計画道路\*の整備は、その目標達成に寄与する施策と考えています。また、地域のまちづくりに併せて東京都と目黒区が適切な役割分担の下、協働で都市計画道路\*の整備を推進していきます。

## 関連するSDGsのゴール



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

## 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
		令和13年度末
都市計画道路*整備率(区内)	56.7%	66.9%

## 現状と課題

- 都市計画道路\*は、都市における最も基本的な公共空間であり、安全で円滑な交通を回り、まちの魅力と競争力を強化し、地域の防災性を向上する極めて重要な都市基盤施設です。
- 「東京における都市計画道路\*の整備方針」(平成28(2016)年3月)では、都市活力の強化、都市防災の強化、安全で安心な都市空間の創出、都市環境の向上を目標として、優先整備路線を選定し、東京都と区市町の役割分担の下、事業を進めてきました。
- また、都は「都市づくりにおけるランドデザイン」において、道路空間を再編しゆとりとにぎわいを生み出す場として、地区内道路を活用することを示しています。
- 今後の道路整備においては、パブリックスペースを人中心の空間に転換し、民間投資や区民と協働しながら「居心地がよく歩きたくなるまちなか」を形成し、適正な維持管理をする必要があります。
- 補助127号線については、交通結節点\*へのアクセス向上、地域のまちづくりとの協働を図りながら整備に取り組んでいきます。

## 主な取組

### ●都市計画道路\*の整備

都市計画道路\*を整備することで、円滑な道路交通や歩行者の安全・快適な通行を確保し、災害時の避難路及び延焼遮断\*帯としての防災性の向上を図ります。

「東京における都市計画道路\*の整備方針」で、優先整備路線(今後10年間で優先的に整備すべき路線)として選定されている補助127号線については、自由が丘駅周辺の街づくりに併せ、段階的に整備を行います。

## 関連計画

- 目黒区都市計画マスタープラン
- 東京における都市計画道路\*の整備方針
- 目黒区国土強靱化地域計画

施策 2 都市基盤の保全と管理

施策の概要

道路・公園等の維持管理では、「目黒区橋梁長寿命化修繕計画」に基づく計画的な耐震化及び修繕に取り組むとともに、維持管理・運営においてDX\*を推進し、効率的・効果的なメンテナンスにより区民サービス向上に取り組んでいきます。また、水路等の公共物管理では、区民への開放に向けた整備や保全等を進めるとともに、機能が喪失し利活用していくことが困難な公共物については払い下げを行うなど、適正管理を進めていきます。

関連するSDGs\*のゴールを踏まえ、目黒区は、ICT\*の技術の活用により、道路・橋りょうの予防保全や公園施設等の安全対策、区民要望への迅速な対応による区民サービスの向上、公共物の適正管理の施策に取り組めます。また、区民要望等に対し地域と連携・協力を得ながら施策を推進していきます。

関連するSDGsのゴール



成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
		令和13年度末
橋単位の健全性I(健全)の割合	68%	80%
「公園や街路樹が良く整備されているから」を目黒区に居住する理由として挙げる区民の割合	5.8%	10%

現状と課題

- 国では、平成24(2012)年12月の笹子トンネル天井板落下事故以降、全国的に一齐に老朽化が進む道路等への対策の取組を進めてきており、令和2(2020)年12月には「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を示し、デジタル技術の活用を積極的に推進するために必要な措置を講ずることとしています。
- 目黒区の道路・公園等の維持管理は、「目黒区橋梁長寿命化修繕計画」に基づく長寿命化と耐震化への対応や、複雑多様化する区民要望等に道路公園サービス事務所を設置する等体制強化に取り組んでいます。また、水路等の公共物管理では、宅地と隣接した狭小なものが多く、誤って使用等されてしまうケースもあるため、整備や保全等適正な管理を進めていく必要があります。
- 今後も持続可能で質の高い区民サービスを提供するために、効率的で効果的な都市基盤の保全と管理に努めていきます。

## 主な取組

### ●橋りょうの長寿命化

「目黒区橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に耐震化及び修繕工事を実施し、予防保全型の管理による長寿命化を図ることで、橋りょうの継続的な安全性と信頼性を確保します。

また、区が管理する橋りょう38橋について、損傷状況を把握し維持管理に必要な情報を得るため、道路法に基づく5年に一度の定期点検を実施します。

### ●道路の維持管理におけるDX\*の推進

「目黒区舗装維持管理方針」に基づき、道路の安全・安心な通行を確保するため、効率的・効果的な修繕による舗装の維持管理を行います。車両通行の多い幹線道路やバス路線で、道路の舗装ひび割れ及びわだち掘れの状態を確認する路面性状調査を行い、予防保全による維持管理を行います。また、道路陥没による重大事故を防ぐため、舗装下地盤の状態を把握する路面下空洞調査及び対策を実施し、道路の安全を確保します。さらに、道路通報システムの導入など、施設の点検に情報技術を活用し、効果的・効率的な維持管理を進めます。

### ●公園等の維持管理・運営におけるDX\*の推進

「目黒区公園等維持管理マニュアル」に基づき、公園等施設の安全性を確保し区民が安全・快適に利用できるよう維持管理を行います。また、管理運営において、施設予約や利用申請等、許認可手続のオンライン化やボランティア団体や利用者の交流・情報共有等のデジタル化を推進することにより、手続きの簡素化、効率化、施設利用の拡充を図り、公園利用促進や活性化、サービスの向上に努めます。

### ●公共物の適正管理及び管理方針策定

「目黒区公共物管理条例」に基づき、道路及び公共物の適正な維持管理を行うため、定期的に巡回点検を実施し、不適正な使用については是正指導を行っていきます。また、区が管理する狭小な水路等について、払い下げの有無や不法占用の解消、通路として整備する等、各路線に管理方針を定め、公共物の適正管理に努めます。

## 関連計画

- 目黒区橋梁長寿命化修繕計画
- 目黒区道路舗装維持管理方針
- 目黒区公園施設長寿命化計画
- 目黒区公園緑地維持管理マニュアル
- 法定外公共物の用途廃止に関する取扱指針
- 目黒区国土強靱化地域計画

### 通報の流れ



デジタル技術を活用したインフラメンテナンスのイメージ

## 施策 3 交通安全対策の推進

### 施策の概要

令和2(2020)年度までを計画期間とした第9次目黒区交通安全計画に基づく取組の結果、年間交通事故死傷者数は令和2(2020)年に419人となり、目標の470人以下を達成しました。SDGs\*のゴール「3 すべての人に健康と福祉を」では、交通事故による死傷者を半分にまで減らすことを掲げています。

関連するSDGs\*のゴールを踏まえ、目黒区は、第10次目黒区交通安全計画において、歩行者が安心して歩けるやさしさのあるまちを目標像とし、区、関係団体及び関係機関が一体となり交通安全対策の取組を進め、令和7(2025)年度までに交通事故死傷者数330人以下を目標に取り組んでいくこととしています。

#### 関連するSDGsのゴール



### 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
		令和13年度末
年間交通事故死傷者数(区内)	419人	200人
交通安全教室の参加者数	4,500人	6,700人

### 現状と課題

- 目黒区内における直近5年の交通事故は、件数及び死傷者数はともに減少傾向にありますが、依然として、多くの子どもや高齢者が事故に巻き込まれています。自転車が関与する事故では、全事故に占める割合は4割を推移しています。また、道路に放置された違反広告物、商品のせり出し及び樹木の繁茂は、安全な通行に支障をきたしています。
- 一方、国において自転車活用推進法が施行され、区は自転車走行環境の整備や自転車シェアリング事業\*を推進していますが、自転車利用における交通ルール違反や運転マナー無視が絶えません。
- 電動キックボードの多くは、道路交通法上の原動機付自転車に該当し、公道で乗るためには運転免許が必要です。電動キックボードは、手軽な乗り物として利用が広がる一方、事故や交通違反等が増えています。自転車同様、電動キックボード等の小型モビリティについても運転ルールやマナーを周知し、安全走行の確保に努める必要があります。
- 目黒区の交通安全対策は、「目黒区交通安全計画」に基づき、区、警察、学校、地域等が連携して取り組んでいく必要があります。

## 主な取組

### ●交通安全教室の実施

幼児、小・中学生及び保護者が交通ルールを理解し行動につながるよう、ウイルス等の感染症対策を講じた上で、警察署と連携し保育園や幼稚園、学校で安全教室を開催します。併せて、幼児及び保護者に対し、衾町公園児童交通施設において実地による安全教室を開催します。

### ●地域による交通安全教育の支援

住区住民会議が主催する交通安全教室や区内事業者等が実施する交通安全教室に出向し、安全意識が高まるよう交通ルールの周知とともに、ルール遵守の大切さを理解できるよう、警察署と共に支援を行います。

### ●違反広告物、商品のせり出し、樹木の繁茂に対する指導

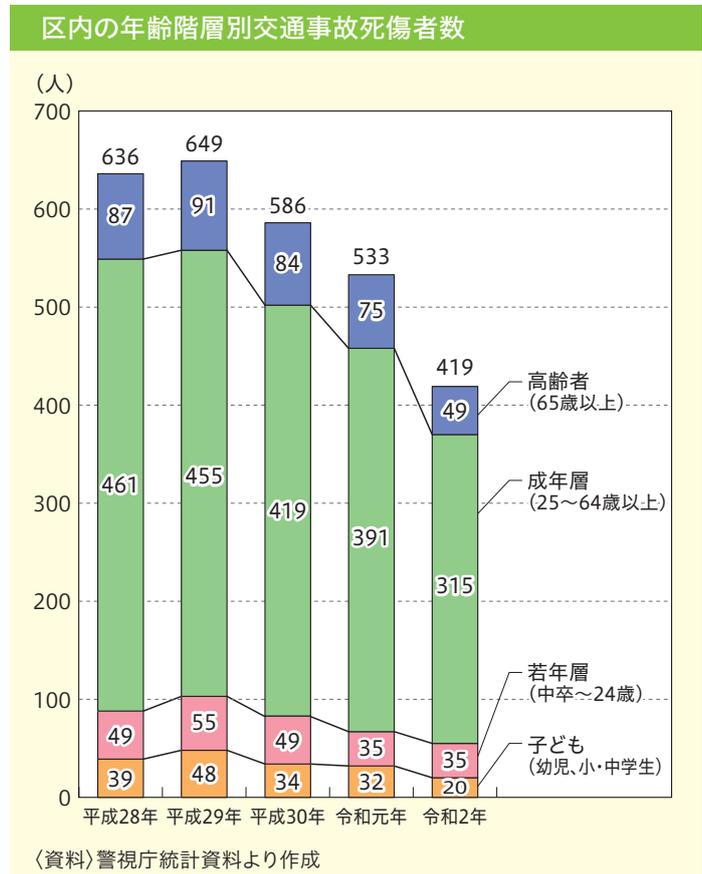
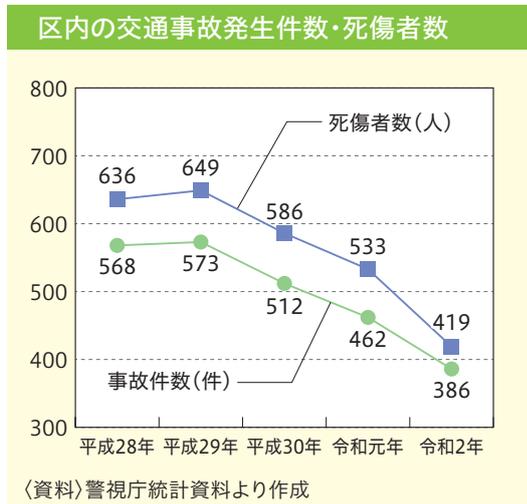
通行の安全を確保するため、地域住民や商店街と連携し、道路に放置された広告物やせり出した商品の是正について指導を行うとともに、民有地から繁茂した樹木に対する剪定等の指導を行います。

### ●安全・安心の道路交通対策

幼児や児童、生徒が通園・通学などで移動する経路の安全を高めるため、学校や地域の皆さんと共に安全点検を実施します。また、点検結果に基づき、路側帯や交差点等において交通安全施設を整備します。

## 関連計画

- 目黒区交通安全計画
- 目黒区自転車走行環境整備計画
- 目黒区都市計画マスタープラン
- 目黒区子ども総合計画



## 施策 4 自転車安全利用の推進と走行環境の整備

### 施策の概要

自転車保険加入や自転車ヘルメットの着用推進、自転車の安全利用に対する意識向上などを通して、自転車による交通事故を未然に防止します。SDGs\*のゴールでは、交通事故による死傷者を半分にまで減らすことを、また、女性、子ども、障害者、高齢者等、弱い立場の人に配慮し、公共交通機関の拡大など、すべての人が安価で安全に持続可能な交通手段を使用できることを掲げています。

関連するSDGs\*のゴールを踏まえ、目黒区は、安全運転による自転車利用を進め、自転車利用により自動車から排出される二酸化炭素量の低減を図るとともに、移動手段としてシェアサイクル\*を提供することにより、安全、安心、快適な生活環境を持続可能にしていきます。

#### 関連するSDGsのゴール



### 成果指標

成果指標名	現状値	計画目標値
		令和13年度末
自転車に関与する事故の件数(区内)	166件	55件
シェアサイクル*走行距離	118万km	170万km
環境負荷の低減量(区内の二酸化炭素排出削減量)	162t	250t

### 現状と課題

- 自転車利用における交通ルール無視など危険運転が後を絶たないことや、自転車の活用が進むなか自転車利用環境の整備を推進するため、令和2(2020)年10月「目黒区自転車の安全な利用の促進に関する条例」を施行し、令和3(2021)年5月「第10次目黒区交通安全計画」を策定しました。
- 自転車利用に係る安全運転の啓発、自転車保険加入確認の案内、自転車ヘルメット購入補助、自転車ナビマーク\*設置による安全対策とともに、移動手段として自転車シェアリング事業\*を導入しています。コロナ禍による生活様式の変化に伴い、宅配需要の高まりや3密を避けた移動手段として自転車利用に移行していることから、自転車保険の加入や自転車ヘルメットの着用とともに、自転車走行環境の整備、自転車シェアリング事業\*等による自転車活用を推進していく必要があります。

## 主な取組

### ●自転車安全利用啓発

自転車が安全に利用されるため、自転車保険及び自転車ヘルメット着用の推進、自転車安全利用に関するキャンペーン及び街頭等での啓発活動などを通じて、自転車が安全に利用されるための意識向上を図っていきます。

### ●自転車シェアリング事業\*

一定エリアごとに自転車がレンタルできるサイクルポート\*を配置するとともに、各サイクルポート\*への適正な自転車配置及び整備された電動アシスト自転車を配備し、利便性の向上を図ります。また、利用者が交通ルールを遵守するよう、安全利用に係る注意喚起を行います。

### ●自転車走行環境の整備

「目黒区自転車走行環境整備計画」に基づき、自転車の事故防止、通行の円滑化、自転車交通ルールの周知啓発と安全運転マナーの向上を図るため、自転車利用の多い駅周辺の優先整備路線を含めた整備路線77.7kmで自転車ナビマーク\*を整備します。

## 関連計画

- 目黒区交通安全計画
- 目黒区自転車走行環境整備計画
- 目黒区都市計画マスタープラン

